



基準価額が最高値を更新、10,370円に!
フロア水準が上昇しました

(2017年6月5日現在)

フロア水準は
設定から24回目の上昇

9,333円に

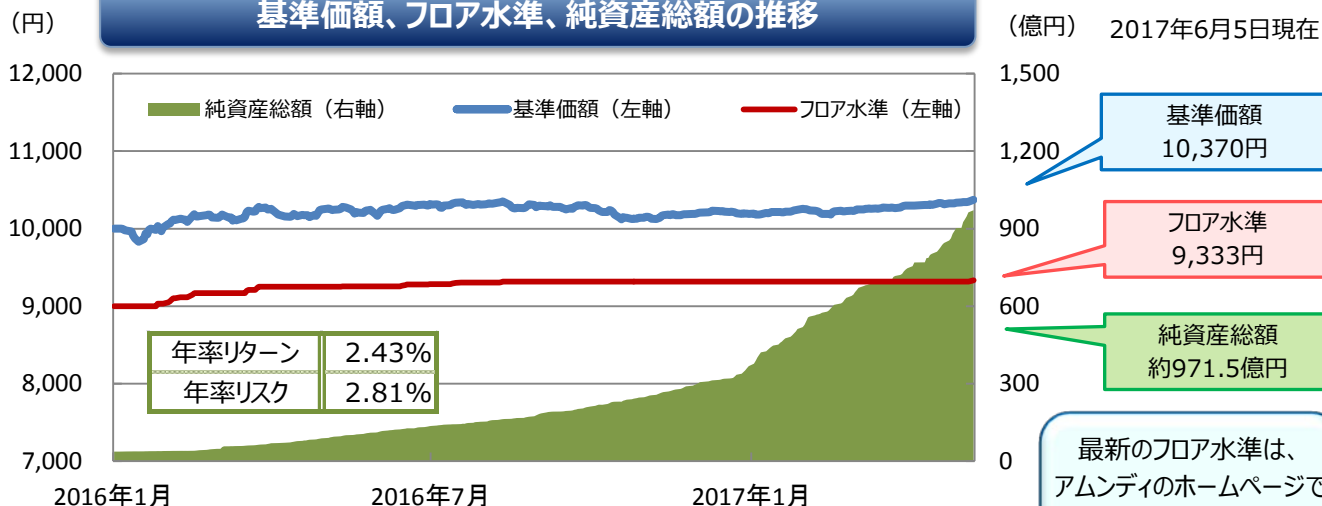
設定時のフロア水準は9,000円

純資産総額は
設定から1年4か月で

970億円突破

ファンド設定日：2016年1月29日

基準価額、フロア水準、純資産総額の推移



期間：2016年1月29日（設定日）～2017年6月5日、日次。基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後。年率リターン・年率リスクは2016年1月29日（設定日）～2017年4月28日、日次データを基に算出。

最新のフロア水準は、アムンディのホームページで確認できます
<http://www.amundi.co.jp>

フロア水準とは？

「アムンディ・ダブルウォッチ」は、日々の基準価額の最高値の90%を「フロア水準」とし、資産配分を機動的に見直すことで、基準価額の下落を「フロア水準」までに抑えた運用を目指します。基準価額が最高値を更新する毎に、フロア水準も上昇し、一旦上昇したフロア水準は下がりにません。

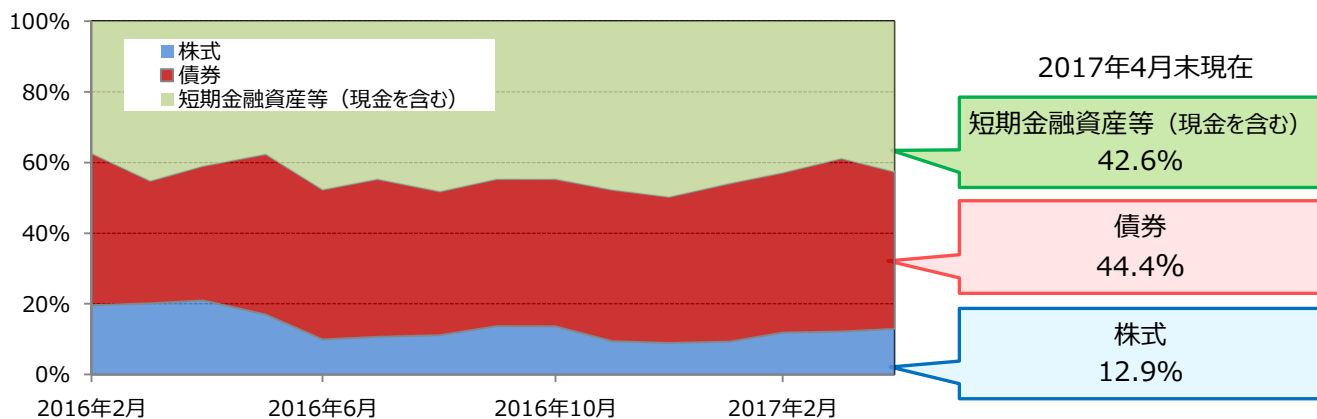


*フロア水準は、運用上、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額がフロア水準を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。また損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。上記はイメージ図であり、実際の基準価額・フロア水準等を示したものではなく、また将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

資産配分の推移

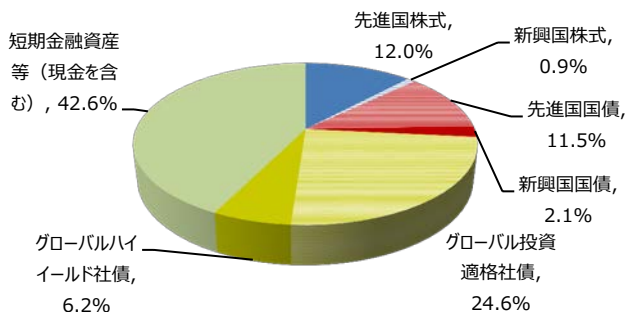
- 基準価額とフロアの水準の差、経済・市場見通しに基づき、日々、適切な資産配分を決定します。
- 機動的に資産配分を変更し、資産を着実に育てることを目指します。



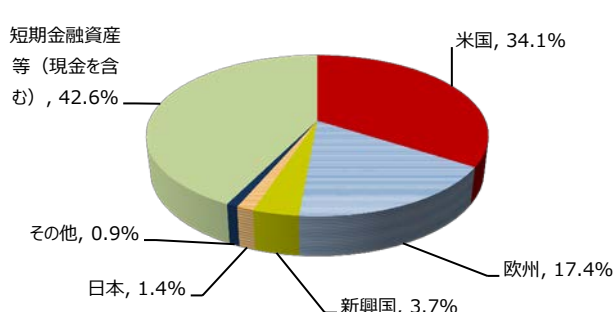
期間：2016年2月末～2017年4月末、月次

- 資産配分の比率は、純資産総額比です。資産配分の推移は月次ベース（2016年2月29日以降）です。

資産別配分比率(中分類)

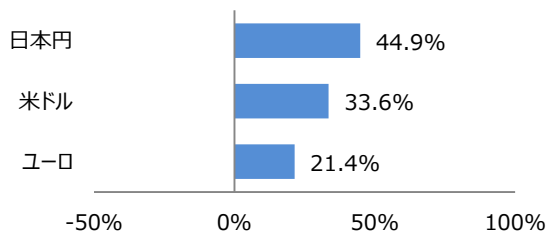


国・地域別比率

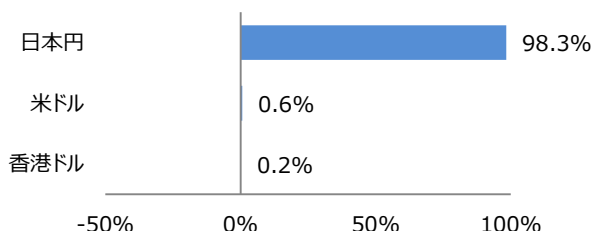


- 資産別比率は、純資産総額比です。「短期金融資産等 (現金を含む)」については、主に日本円であり、一部その他資産も含まれます。

通貨別上位比率 (為替ヘッジ前)



通貨別上位比率 (為替ヘッジ後)



- 通貨別上位比率は、純資産総額比です。
- 通貨別上位比率 (為替ヘッジ後) は、投資している有価証券等の通貨と保有している現金に対する為替ヘッジ後の比率です。比率は、為替取引によっては、マイナスとなる場合があります。

四捨五入の関係で各グラフの合計が100%にならない場合があります。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

バランスの取れた運用を継続

- ✓ 当ファンドは基準価額とフロア水準の差を注視するとともに、経済・市場見通しを加味し、バランスの取れた資産配分を行う慎重な運用姿勢を継続する方針です。
- ✓ 2018年の世界の経済成長率予想は3.3%※であり、景気減速よりは景気加速の可能性のほうが高いと見込まれることから、現在のポートフォリオは、基本的に景気が拡大しインフレ率は緩やかに上昇するという見通しに沿っています。
- ✓ 一方で、欧州の政治リスクやマクロ環境の変化への注視も継続して参ります。

※アムンディ アセットマネジメント予想 (2017年5月現在)

資産別：株式市場や社債市場はポジティブ、ただし金利動向を注視

- 世界規模で、緩やかかつ安定的な経済成長傾向（リフレーション）が確認され、**株式市場全般についてポジティブな見方**を維持しており、資産配分も緩やかに拡大しています。経済成長が鈍化するリスクも存在しますが、成長が加速する可能性もあるとみています。インフレ率上昇への備えとして、株式の中では金鉱株への投資を一部行っています。
- 債券市場については、米国金利の上昇（債券価格は下落）傾向が一服したことを受けて、足元では米国債をやや積み増しました。世界経済は堅調であり金利には緩やかな上昇圧力がかかるとみているため、**金利リスクはあまり取らない方針**です。しかし、国債は政治・経済等のマクロ要因の急変等のショックに対するヘッジとしての役割を担っているため、引き続き金利上昇リスクには注意しつつも一定の保有を継続する方針です。**社債市場については全般的に前向き**にみっていますが、市場の上昇が続いているため、特にハイイールド債は慎重な姿勢で臨んでいます。

地域別：米国はやや不透明、欧州は回復基調、新興国は投資魅力復活

- 米国市場については、米国経済が好調に推移していることや、米国企業の収益力の向上等を背景に、**米国株式の比率を引き上げました**。一方で、①米国株式はすでに大きく上昇したため、今後の上昇余地は限定的と考えられること、また②トランプ政権の政策が景気拡大につながる好循環がみられるまでには、まだ時間がかかると考えられることから、米国への**資産配分比率は抑えています**。米国社債については前向きにみえています。
- 欧州市場については、懸念されていたフランスの大統領選挙が終わり、政治リスクが後退したため、**より前向きに捉えています**。欧州社債についても投資魅力が高いと考えており、配分比率をやや拡大しました。日本株式市場は、相対的に**割安感が増し、企業業績の向上が見込まれるため、前向きな姿勢**です。
- 新興国市場は経済成長が回復し、米ドル高等の影響を受けにくくなってきたことを考慮し、株式・債券ともに配分比率をやや拡大しつつあります。

投資リスク

ファンドは、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、資産等の選定・配分リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、一定水準（「フロア水準」）に関する留意点、ファンドの繰上償還に関する留意点、分配金に関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

お申込みメモ	
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合には受付できません。
信託期間	平成38年9月4日までとします。（設定日：平成28年1月29日）
決算日	年1回決算、原則として毎年9月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 2.16%（税抜2.0%） です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.296%（税抜1.20%） を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払います。委託会社の報酬には、アムンディアセットマネジメントへの投資顧問報酬（投資信託財産の純資産総額に年率0.57%以内を乗じて得た金額）が含まれています。 ◆上記の運用管理費用（信託報酬）は有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。） ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、その他の関係法人	委託会社：アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 受託会社：株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） 販売会社：販売会社につきましては、巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル） 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス：http://www.amundi.co.jp

当資料のお取扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○			○	○
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第37号	○				
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	○				
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○		○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○		○	○	○
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○			○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○			○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○			○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第39号	○			○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第579号	○			○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第7号	○				
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○			○	
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○			○	○
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	